

令和4年度 篠田学術振興基金助成研究

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニュースレター

第17号 目次

巻頭言	行基を必要としたもの (遠藤 慶太)	…… 1
第1回研究会	報告概要 (櫻井 治男)	…… 3
研究報告①	明治期にみる神職の慈善・救済 —『女子道』を中心に— (小平 美香)	…… 4
研究報告②	河西秀哉著『近代天皇制から象徴天皇制へ』等の内容紹介 (新田 均)	…… 4
研究報告③	恩賜財団の基礎データについて (宮城 洋一郎)	…… 5
研究報告④	NL 第15号の論点と今後の課題 (山路 克文)	……11
資料紹介	国定修身教科書における「公衆衛生」教材 (井上 兼一)	……13
出張報告	福島県郡山市・古殿町・南会津町等の恩賜田・恩賜林を訪ねて (櫻井 治男)	……14

巻頭言 行基を必要としたもの

遠藤 慶太 (皇學館大学 教授)

「皇室と福祉事業」に関する研究会に参加し、先生方の議論や韓国への訪問・東京や京都での見学など、得がたい経験をさせていただいた。そのなかで、近現代にあっては、皇室からの恩賜金によって、災害復興などの社会事業が進展することを学んできた。

恩賜金そのものは限られた額であったにせよ、その事実が呼び水になり、より広い支援につながってゆく。社会福祉史の分野では、「慈恵性」(Pietät)に日本の社会福祉の特質を認め、「古代以来一貫した姿勢を保ち続けてきた」との見方がある(遠藤興一『天皇制慈恵主義の成立』学文社、2010年)。このことは研究会でしばしば話題になっていた。

はたして、古代以来一貫したものであったかは措くとして、日本古代での地域福祉、公共事業について、奈良時代の僧侶・行基をめぐる近年の研究動向から考えたことをお話してみたい。

行基については、大仏造営に協力する以前の、政府によって取り締まりの対象となったことに重点をおいて、権力に対峙した側面が強調されてきたように思う。私が監修した学習まんがでも、プロット、絵コンテの段階から「民を苦しめる律令など なんの意味があるのだ!?!」「仏の教えは役人や貴族のためにはあるのではない!!」と啖呵を切る行基が描かれていた(『学習まんが日本の歴史3 仏教の時代 [奈良時代]』講談社、2020年)。

このような面がなかったとはいえない。戦後の歴史学が提示してきた権力／民衆の図式はシンプルで、歴史を学ぶ入り口としては明解である。しかしそれだけでは、行基が率いる集団が国司・郡司が進める墾田の拡大・灌漑の整備に協力したことを位置づけることができない。行基を必要としたものとは何か。実際はもっと深い襞があり、奥行きのある利害が入り組んでいたように思う。

ここで鍵になるのは郡司層である。日本の古代では各地域で根を下ろした地方豪族が郡司に任用され、地域行政の実際を担当した。地域に生きる郡司は中央から派遣される国司とは違って終身であり（実際は複数の家筋が十数年で交代）、任用手続きでは天皇との関係が特に強調された。八世紀に畿内を中心に灌漑施設・福祉施設の造営などで活躍した行基は、この郡司層が直面する地域の課題に向き合い、他方で律令国家の要望にも応える存在となってゆく（磐下徹『郡司と天皇 地方豪族と古代国家』吉川弘文館、2022年）。行基集団は地域を代表する郡司層の利害を調整し、行政の側もそれに応えて、災害や疫病の多かった八世紀の地域社会を切り開いていった。

そしてそのような実績は、天皇が発願した大仏造営事業でも活かされ、やがては行政の側が最初から僧侶

に期待して、地域のインフラ整備に協力を求めるようになってゆく（平安時代、讃岐国が政府に要請して、空海に満濃池の修築を委ねた例など）。このような宗教者の活動は、既に宮城先生が時代を通観して詳しく検討しておられる（宮城洋一郎『宗教と福祉の歴史研究 古代・中世と近現代』法蔵館、2013年）。

今日にもつながる福祉や地域の問題を見つめ直すうえで、福祉事業を必要とした地域の側、近代でいうならば恩賜金を要望した側に即して考えることによって、新たな視点が開けてくる。歴史のなかでの「慈恵性」の評価は、その先の課題ではないだろうか。

分野を越えた研究者が集まる「皇室と福祉事業」に関する研究会から学ぶことは多い。



史跡 行基墓（奈良県生駒市有里町の竹林寺）



行基菩薩像（近鉄奈良駅）

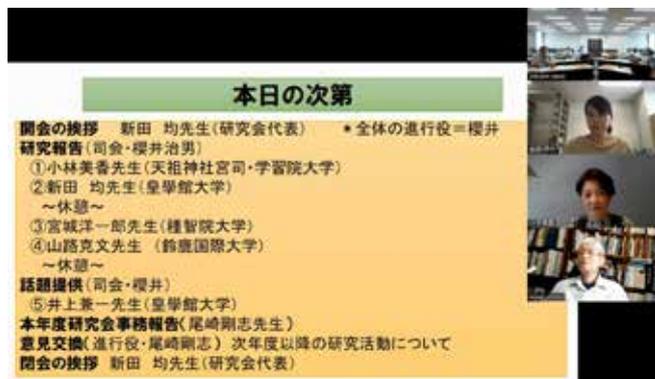
第1回研究会 開催概要

- (1) 令和4 (2022) 年8月9日 (火)
13:30～16:20
- (2) 出席者 (14名)
(対面参加) 新田均・田浦雅徳・井上兼一・尾崎剛志・櫻井治男
(Zoom参加) 宮城洋一郎・小平美香・金田伊代・鵜沼憲晴・大井智香子・岡本和真・高野裕基・榎本悠孝・板井正斉

(3) 内容

本年度の研究会開催も Web 上だけなのかと残念に思っていたところ、学内関係者は大会議室へ集まるか、あるいは個人研究室からの Web 参加。遠隔地のメンバーは Web を通してというハイブリッド方式での開催が可能となった。当日、951 大会議室ではゆったり間隔をあげ、大画面を前に余裕をもちつつも、熱のこもった発表と意見・情報交換が展開された。欠席の皆さんも事前に連絡をいただき、次回は全員顔を合わせて開催できれば「イイネ」と、コロナ感染症の収まりを願うところとなった。

13時30分開始、予定時間を延長し16時20分に終了したが、それでも時間が足りないほどとなった。当日の次第と要点は次の通りである（敬称略）。なお、全体の進行役は櫻井がつとめた。



開会の挨拶 新田 均 (研究会代表)

研究報告

(発表の概要等については後掲を参照)

- ①小平 美香 (天祖神社宮司・学習院大学)
明治期にみる神職の慈善・救済—『女子道』を中心に—
- ②新田 均 (皇學館大学)
河西秀哉著『近代天皇制から象徴天皇制へ』等の内容紹介

～休憩～

- ③宮城 洋一郎 (種智院大学)
恩賜財団の基礎的データについて (中間報告)
- ④山路 克文 (鈴鹿大学)
NL 第 15 号の論点と今後の課題
* 「NL 第 15 号」とは、本研究会ニューズレター 15 号掲載の同氏論考「『連続・非連続』の視点からみた今日の家族・家庭問題—日本の近代が抱えていた構造的問題—」のこと。

～休憩～

話題提供

- ⑤井上 兼一 (皇學館大学)
国定修身教科書における「公衆衛生」教材

以上の発表が終了したあと、本年度研究会事務報告が尾崎剛志から行われ、本年度予算案、出張にかかる件、ニューズレター投稿案内（次号10月発行予定）など説明があった。

次年度以降の研究活動についての意見交換を予定していたが、時間の関係上省略し、新田代表から閉会の挨拶を兼ねて、令和5年度の科研費申請、学内研究助成への申請計画について検討している旨とそれへの協力方についての依頼があり全日程を終了した。

明治期にみる神職の慈善・救済活動 — 『女子道』を中心に —

小平 美香（天祖神社宮司・学習院大学）

研究会 発表内容

山口県二所山田神社の宮司宮本重胤（1881～1995）は、「大日本敬神婦人会」を結成し、妻・藤子と共に女性の啓蒙に主軸をおいた社会活動を行うなか、機関誌『女子道』を刊行している。

重胤の活動は女性の「救済」を使命としており、当時神職としての重胤が、何に基づいて「救い」を説いているのかは注目すべき点である。

重胤の活動は、一つにはキリスト教や仏教という他宗教の社会・慈善活動への強い意識を反映したものと考えられる。また明治末期に感化救済事業が開始されるなか、近年の研究で指摘されるように、新たな社会事業の担い手として期待された宗教と皇室慈恵の宣布という時代背景にも留意する必要がある。さらに神



『女子道』第二十二号より
(明治41年8月5日)
(二所山田神社蔵)

社・神職・敬神婦人会等に対して社会事業・慈善事業の必要性を指摘する明治後半の『女子道』の記事から、重胤が「宗教」としての神道観を当時すでにもっていたことが指摘できるのである。

河西秀哉著『近代天皇制から象徴天皇制へ』等の内容紹介

新田 均（皇學館大学）

研究会 発表内容

近代における皇室と社会事業との関係についての研究を進める前提として、二冊の本を取り上げ、その要点を紹介し、そこから導き出された課題を述べた。

一冊目は、遠藤興一著『天皇制慈恵主義の成立』（学文社、2010年1月）で、本書では、皇室と社会事業との関係が「天皇制慈恵主義」という言葉で捉えられ、社会事業は天皇統治の正当性を根拠づける手段の一つだったとの認識が前提となっている。そこで、今後の研究においては、社会事業は、天皇統治の手段だったのか、それとも目的だったのかを明らかにすることが必要だと指摘した。また、本書では、社会福祉史において皇室による慈恵救済を継続して取り上げるようになったのは大正中期以降の傾向だったとの指摘がなされており、その理由の探求も必要なことを指摘した。



二冊目は、河西秀哉著『近代天皇制から象徴天皇制へ—「象徴」への道程—』（吉田書店、2018年2月）で、本書の問題意識は、世界の君主制が消えていった第一次世界大戦後の時代に近代天皇制はどのように対応したのか、その対応の仕方が戦後の象徴天皇制を準備したのではないかと、というものである。そして、その対応の一つとして、皇室による社会事業への注目が示唆されている。これは、遠藤氏の二番目の指摘と対応しており、デモクラシーへの適応という観点からのアプローチが必要だと指摘した。

はじめに

恩賜財団が近代日本の社会問題解決を担った意義は、これまでも評価されてきたところである。特に、個々の財団の実績やその発展過程などが種々明らかにされ、その後の社会事業関連施策に影響を与えてきたことは、周知のとおりである。そこで、これら恩賜財団全体を捉えるために、その創設とそれに関わる勅語、御下賜金、関連する資料、研究論文などを一堂に介するデータを確かめておくことは、本研究会の担うべき課題のひとつといえる。

ここで、管見の限りではあるが、可能な限り関連する諸データを集めてみることにした。到底十分なものとはいえないが、これをもとにさらに深めることができればと願うことである。

なお、恩賜財団と表記する多くの場合、1行の中に2行の文字を表示することとしているが、ここではすべて1行で表記することをお断りしておきたい。また、それぞれの恩賜財団名については、最初に恩賜財団と明記して以降は、これを略して財団名のみ表記する場合があること、尊称、敬称も略させて頂くことなどもお断りしておきたい。

1、恩賜財団について

恩賜財団は、皇室による御下賜金（内帛金）をもとに設立された財団で、主には社会事業に関連する施設の設定や事業助成などを担って事業展開されていく。恩賜財団済生会にはじまって同戦災援護会（戦後、同胞援護会と改称）にいたるまでに5つの財団が創設され、さらに台湾総督府、関東州、樺太庁、南洋庁にも関連する恩賜財団が設立されている。また、満州国にあっても同国皇帝のもとで恩賜財団が創設されている。本報告では、国内および国外で展開された恩賜財団について、可能な限り資料となる文献を取り上げてみることにしたい。

2、恩賜財団に関わる諸データ

(1) 国内

恩賜財団済生会

明治44年（1911）2月11日、明治天皇は内閣総理大臣桂太郎に「救療済生勅語」（済生勅語）を賜り、その基金として内帛金150万円を下賜された。

桂首相は、同年4月17日に設立趣意書と協賛趣意書を地方長官会議で発表し、広く協力を呼びかけた。5月30日に財団法人としての認可を受け、総裁に伏見宮貞愛親王を推戴、会長・桂太郎、副会長・平田東助内相、理事長・大谷靖が任ぜられた。

資金募集の計画が策定され、5月8日に桂首相、平田内相連名で依頼通牒を地方長官に発し、9日六大都市の実業家90余名を首相官邸に招集、賛同を求めた。5月30日、財団法人として認可され、寄付行為を定め、療病院建設と施薬救療の普及を目的としてことで、全国各地に済生会病院が設立されていく。

昭和24年（1949）9月、「財団法人済生会」と改称。昭和27年5月に社会福祉法人となったことから「社会福祉法人 恩賜財団済生会」となる。

【記念誌】

恩賜財団済生会編・発行『恩賜財団済生会志』創立二十五周年記念出版、1937年。

恩賜財団済生会編・発行『恩賜財団済生会五十年誌』、1964年。

恩賜財団済生会編・発行『済生会この十年』（八十年誌）、1994年。

社会福祉法人 恩賜財団済生会編・発行『済生会この十年 創立九十周年記念』、2003年。

『社会福祉法人 恩賜財団済生会100年誌』上・下巻、社会福祉法人 恩賜財団済生会、2012年。

【研究論文】

日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房、1960年。

杉山博昭「感化救済事業期とその特徴—済生会設立をめぐって—」『日本福祉大学大学院研究論集』第

1号、1986年。

池田敬正「恩賜財団済生会の成立」、後藤靖編『近代日本社会と思想』所収、吉川弘文館、1992年。

中西よしお「済生会の成立と展開—大阪の場合—」『社会福祉学』第33巻第2号、1992年。

同「慈恵的救療と民衆：成立期済生会事業の特質について」『社会福祉学』第34巻第2号、1993年。

遠藤興一「恩賜財団 済生会の成立と展開過程について」（上）『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第131号、2009年。

同「恩賜財団 済生会の成立と展開過程について」（下）『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第132号、2010年。

恩賜財団慶福会

大正13年（1924）1月26日、皇太子ご成婚に際して、社会事業助成の思し召しを以て、100万円の御下賜金により、民間社会事業助成を目的に設立。これを受け、同年2月11日に内閣総理大臣、内務、司法、文部各大臣より財団法人の設立をはかり、恩賜財団慶福会を創設。総裁は閑院宮載仁親王を推戴、会長に清浦奎吾首相が就任。なお、創設時に財団法人原田積善会・原田二郎会長より300万円を20年賦による寄付の申し出があった。大正14年9月9日内務大臣より関東大震災府県における私設社会事業助成振興のため、震災善後施設費として15万円の交付、さらに昭和3年（1928）3月14日、皇后より故久宮祐子内親王追福の思召により児童保護資金として5万円の御下賜があった。

昭和28年4月、「社会福祉法人婦人共立育児会」（明治24年1月設立）と「社会福祉法人恩賜財団慶福会」との合併により「社会福祉法人恩賜財団慶福育児会」と改称した。

【記念誌】

『慶福育児会のあゆみ：明治から平成へ』慶福育児会、1995年

【関連資料】

内務省社会局庶務課『社会局事務概要』昭和6年3月（大阪府立中央図書館蔵）。

恩賜財団慶福会編・発行『恩賜財団慶福会事業概要』昭和7年、昭和10年～12年、昭和14～15年（大阪府立中央図書館蔵）。

【論文】

長谷川真司「私設社会事業団体への助成実績からみ

る資金仲介組織としての恩賜財団慶福会の役割—大正末から昭和戦前期の原田積善会からの寄附との関係から—」『法政大学大学院紀要』第66号、2011年。同「助成実績の比較からみる大正期から昭和初期の社会事業における民間助成財団の実態と特徴—安田修徳会・三井報恩会・原田積善会・慶福会の事例から—」『社会福祉学』第58巻第4号、2018年。

恩賜財団母子愛育会

昭和8年（1933）12月23日皇太子御誕生に際して、翌年2月23日、宮中饗宴当日に昭和天皇から「本邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設ノ資」として75万円下賜の御沙汰があり、これを宮内大臣より内閣総理大臣に伝達。別紙に文部大臣において内務大臣と協議の上、財団法人を設立して活動の十全を図ることが記されていた。これをもとに、文部省において協議され、3月13日付で恩賜財団愛育会の設立許可となった*。総裁に久邇宮大妃親子を推戴、清浦奎吾首相を会長、関谷貞三郎を理事長に任じて、4月29日に発会式を挙げる。

同会は、昭和18年（1943）12月2日、日本小児保健報国会と母性保護会を合併し、恩賜財団大日本母子愛育会と改め、所管を文部省から厚生省に移された。戦後は昭和27年5月に社会福祉法人に組織変更し、恩賜財団母子愛育会と改称した**。

* 「皇太子殿下御誕生ニ際シ御下賜金ニ関スル件記録」・国立公文書館デジタルアーカイブ。

<https://www.digital.archives.go.jp/acv/contents/pub/PDFdyn/0006/lossy/S46B0700210000/1623584.pdf>

** 恩賜財団母子愛育会七十年史編纂委員会編『母子愛育会七十年史』社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、2005年、12～14頁。

【記念史】

恩賜財団母子愛育会五十年史編纂委員会編『母子愛育会五十年史』社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、1988年。

恩賜財団母子愛育会七十年史編纂委員会編『母子愛育会七十年史』社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、2005年。

【論文】

吉長真子「恩賜財団愛育会による愛育村事業の創設と展開—1930年代の農漁村における妊産婦・乳幼

児保護運動—』『研究室紀要』（東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室）第 32 号、2006 年。
真鍋智江「恩賜財団愛育会をめぐる政治的意図と組織基盤の確立—財団構想から愛育研究所の設置まで（一九三三～一九三八年）—」『文研会紀要』（愛知学院大学大学院文学研究科）第 33 号、2022 年。

恩賜財団軍人援護会

昭和 13 年（1938）10 月 3 日「内閣総理大臣二賜ハリタル軍人援護二関スル勅語」*により、御下賜金 300 万円を資とすることとなった。

この勅語により、11 月 5 日に社団法人帝国軍人後援会、財団法人大日本軍人援護会、財団法人振武育英会を併せて、恩賜財団軍人援護会を設立し、朝香宮鳩彦親王を総裁に奉戴した。

昭和 21 年 1 月 30 日に解散し、事業、財産は恩賜財団同胞援護会に引き継ぐこととした**。

*国立公文書館デジタルアーカイブズ：
<https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/1354598>
**桜井安右衛門編『同胞援護会会史』恩賜財団同胞援護会史編纂委員会発行、1960 年、5～7 頁。
国会図書館デジタルコレクション：<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9543782>

恩賜財団戦災援護会

昭和 20 年（1945）4 月 17 日「戦災援護に関する詔書」により、1000 万円の御下賜金があり、政府は閣議にてその使途を財団法人戦災援護会（昭和 19 年 10 月 1 日認可）に委任。そこで同会は、4 月 21 日に高松宮宣仁親王を総裁に奉戴し、同親王の令旨を賜り、5 月 18 日に恩賜財団の勅許を得て、恩賜財団戦災援護会と称することとなった。

終戦後の昭和 21 年 3 月 13 日に恩賜財団人援護会と合併し、恩賜財団同胞援護会と名称を改めて、引き継がれることとなった*。

*桜井安右衛門編、前掲書 5～7 頁。

恩賜財団同胞援護会

恩賜財団軍人援護会と恩賜財団戦災援護会との合併を経て、昭和 21 年（1946）3 月 13 日に恩賜財団同胞援護会と称することとなった。高松宮宣仁親王を総裁に推戴、徳川家正を会長に迎えた。昭和 26 年 1 月 12 日、

中央社会福祉協議会設立により同会に併合され、同年 2 月 28 日に解散を決議*。

*桜井安右衛門編、前掲書 7 頁、743 頁。

【記念史】

桜井安右衛門編『同胞援護会会史』（前掲）

(2) 国外

台湾総督府

恩賜財団明治救済会

明治 45 年（1912）7 月、明治天皇大喪に際し、同年（大正元年）11 月に慈恵救済の資として 46,800 円の御下賜があり、台湾総督府は慈恵救済の事業遂行のためこれを基本金に恩賜財団明治救済会を設置。翌大正 2 年（1913）大阪市・藤田伝三郎より 4 万円の寄附、翌同 3 年恩賜財団済生会より救済基金として 2 万円の分与、同年 8 月昭憲皇太后大喪により地方慈恵救済として内帑 29,000 円などを基金に組み入れた。昭和 5 年（1930）以降は台湾社会事業協会に従来の助成奨励事業を委託することとなった。

恩賜財団大正救済会

大正 4 年（1913）12 月、大正天皇即位大礼により御下賜金 48,600 円を基本金に慈恵救済の事業遂行のため、恩賜財団大正救済会を設置。昭和 2 年（1927）2 月、大正天皇崩御に際して 70,900 円の御下賜金を基本金に組み入れ、各種社会事業の助成に努めたが、昭和 5 年以降は台湾社会事業協会に委託することとなった。

恩賜財団昭和救済会

昭和 3 年（1928）11 月、昭和天皇即位の大礼に当たり、70,900 円の御下賜金を基本金に社会事業助成のために設置。昭和 5 年以降は台湾社会事業協会に事業を委託することとなった。

恩賜財団台湾済美会

大正 12 年（1923）4 月、皇太子（後の昭和天皇）行啓の際に社会事業、教育事業奨励の思召しを以て 10 万円の御下賜金を基本金に設置。昭和 5 年（1930）以降は台湾社会事業協会に助成事業を委託することとなった*。

※台湾社会事業協会：昭和 3 年 10 月 20 日、台湾総督府主宰のもとで第一回全島社会事業大会が開催され、

今上天皇御即位御大礼記念事業として台湾社会事業協会が創設された。総督府文教局長を会長とし、各州知事及び各庁庁長を支部長とした。昭和5年5月に社団法人、昭和10年4月に財団法人に改めた。大正15年3月末で社会事業団体が27種748団体あったが、各事業間相互および社会との連絡統一が欠けていたことで、同協会の設立となったという**。

* 杵淵義房『台湾社会事業史』徳友会、1940年、1138～1139頁。同書は、永岡正己監修『植民地社会事業関係資料集』[台湾編]11、近現代資料刊行会、2000年に所収。

** 杵淵義房、前掲書、1137頁。

関東州

恩賜財団慈恵資金

大正元年（1911）9月13日、明治天皇御大喪に際し慈恵救済の思召を以て関東州に内帑金7,000円を御下賜。時の関東都督は管内住民をその恵沢に浴せしめんがため恩賜財団を組織して、慈恵救済に努めることとなった*。管内慈善救済事業に対する補助。

年額予算1万円、本部は旅順に所在**。

* 『関東局施政三十年史』関東局発行、1935年、326頁。

同書は、沈潔監修『植民地社会事業関係資料集』「満州・満州国」編1、近現代資料刊行会、2005年に所収。

** 関東長官官房文書課編・発行『関東庁要覧』昭和2年 1928年、694頁。国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1223799>

恩賜財団児童奨学資金

大正13年（1924）1月26日皇太子御結婚の大礼により、児童奨学の思召を以て関東庁に内帑金20,000円の御下賜があり、大正14年4月29日、皇太子誕生日に恩賜財団児童奨学資金を設立。関東州および南満州鉄道付属地内の官公立および南満州鉄道株式会社設立の小学校、公学堂および普通学堂等の児童教育の助成奨励を目的とする*。

年額予算4,000円、本部は旅順に所在**。

* 『満州社会事業要覧』昭和6年、満州社会事業協会、1931年、6頁。

同書は、沈潔監修、前掲書「満州・満州国」編24に所収

** 関東長官官房文書課編・発行『関東庁要覧』昭和2年 1928年、694頁。国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1223799>

恩賜財団教化事業奨励資金

大正14年5月10日、天皇皇后御結婚満25周年の祝典にあたり、教化事業奨励の思召を以てその資金として、関東庁に17,000円の御下賜を基金に恩賜財団を設立。大正14年度より関東庁、南満州鉄道株式会社より年額8,300円の補助金を受け入れ総額10万円に達す。

国民教化を目的とする思想、宗教団体、個人の事業に対する補助、国民的修養を目的とする青少年婦人団体の補助、国民精神の涵養に関する講演会などへの助成奨励を行なう*。

* 『満州社会事業要覧』昭和6年、満州社会事業協会、昭和6年、9～10頁。

同書は、沈潔監修、前掲書「満州・満州国」編24に所収

樺太庁

財団法人樺太恩賜財団

同財団は大正元年（1912）明治天皇大喪に当たり地方賑恤の資として御下賜の内帑金を以て、樺太における慈恵救済の実をあげ、住民をして永遠に聖恩に浴せしめんことを目的に設立され、その後昭憲皇太后、大正天皇大喪の際の御下賜金を管理して資源の増殖に努めて、大正13年に鰥寡孤独孝子節婦にして貧困または病気のため自活療養の途を有せざるものに少額の支出をなし、恵恤をおこなった*。

* 樺太庁編『樺太庁施政三十年史』下巻（明治百年史叢書）、原書房、1974年、1670頁（原本は1936年刊）。

財団法人大礼恩賜樺太慈恵財団

同財団は大正4年（1915）11月10日大正天皇大礼に際し内閣総理大臣に賜りたる御沙汰の旨を奉体し、御頒賜の賑恤資金を以て、大正5年4月に設立。樺太における慈恵救済の事業を行ない広く住民をして聖恩に浴せしめ、永遠に伝えることを目的とした*。

財団法人樺太恩賜財団と本財団は別々に設立されているが、『樺太要覧』（大正15年、昭和4年など）には両財団を併記している**。

*樺太庁編、前掲書、1671 頁。

**樺太庁『樺太要覧』昭和 6 年 (1931)、118 頁。(大阪府立中央図書館蔵)

恩賜財団樺太奨学会

大正 13 年 (1924) 1 月 16 日、皇太子ご成婚に際し児童奨学の思召による御下賜金及びその利子を合わせた 11,974 円 11 銭を以て昭和 6 年 (1931) 1 月 13 日設立。毎年管内小学校就学児童について奨学資金交付の要否状況を調査し交付して、貧困児童奨学に努めているとする。なお、同会の事務所を樺太庁内務部学務課内に置いている*。

*樺太庁編、前掲書、1671 頁

【参考文献】

高田銀次郎『樺太教育発達史』樺太教育会、1936 年：国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1267893>

同書 406 頁には「恩賜財団樺太奨学会寄附行為」、「同施行細則」を掲載。

南洋庁

恩賜財団慈恵会

昭和 2 年 (1927) 2 月 7 日、大正天皇大喪の儀に際し、恵恤の儀により賜りたる勅語により御下賜金 1000 円を基金に、同年 5 月 27 日に設立。南洋庁にあつては同 3 年以降補助金を交付。およそ次の事業を行なうものとした。

「窮民救済救助救療」、「罹災者の救護」、「釈放者の保護」、「行路者の保護」、「その他評議員会に於て議決したる慈恵救済事業」。

また、「ヤルート」「パラオ」「ヤップ」で「癩療養所」を運営している*。

*石川準吉『国家総動員史』資料編第六、国家総動員史刊行会、1978 年、226 頁。出典は、南洋庁『南洋群島要覧』昭和 15 年版、1940 年 12 月、80 頁。国会図書館デジタルコレクションでも閲覧可能。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1115362>

恩賜財団奨学会

大正 13 年 (1924) 1 月 26 日、皇太子御成婚にあたり内閣総理大臣に賜りたる聖旨を奉戴し、同年 2 月 29 日、児童の教育学芸の奨励を目的に設立。会長に

南洋庁長官を推戴。恩賜金 2000 円を基金とし、その利子及び年々の南洋庁よりの補助金を以て次の事業を行なうこととした。

優良児童の生徒の表彰、児童文庫の設置、実業学校生徒の奨学、健康優良児の表彰、公学校卒業生に配付すべき奨学雑誌の刊行等*。

*南洋庁『南洋群島要覧』昭和 15 年版 (前掲)、73 ~ 74 頁。

(3) 付記

満州国：恩賜財団普済会

康德元年 (1934) 3 月 1 日、満州国皇帝溥儀、登極の大典に際し社会事業奨励の思召しを以て、内帑金 100 万円を基金に、5 月 1 日設立。満州国赤十字社創立により康德 5 年 8 月 13 日に解散し、その事業を同社が継承することとなった*。

*浦城満之助編・発行『恩賜財団普済会史』1936 年、1 ~ 2 頁。国会図書館デジタルコレクション。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1687514>
同書は、沈潔監修、前掲書「満州・満州国」編 33、近現代史料刊行会、2005 年にも所収。

朝鮮総督府のもとでの恩賜金について

朝鮮総督府『朝鮮事情』昭和 16 年版 (昭和 15 年 12 月：大阪府立中央図書館蔵) に「一七 社会事業」の章があり、ここに「恩賜罹災救助基金に依る救助」の項があつて、次のように記す。

明治天皇御大喪に際し金二十万円、昭憲皇太后御大喪に際し金十一万円五千円の御下賜金あり、之に国庫補助金十万円を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮総督府之を管理し、爾来朝鮮内はもちろん遠く満州方面に在住する朝鮮人罹災者の救助をも行なひ (後略)。

とあつて、恩賜に関わる救助基金について、「朝鮮総督府之を管理」といい、同府による管理下のもとで運用がなされていることが示されている。この点が、他の海外での恩賜金を基金とする財団設立と事情が異なっていて、そのため恩賜財団設立につながらなかったのではないかと考えられる。

【参考】

朝鮮総督府のもとでの恩賜金については、以下のよう
に本研究会のニューズレターに関連報告、研究会さら

には韓国訪問等を記載している。

ニュースレター創刊号（平成 27 年 9 月 30 日）

冬月 律「皇室の福祉事業の実践 - 1930 年の朝鮮風水害における皇室の災害救恤金・下賜金記録と新聞報道を事例に -」

ニュースレター第 3 号別冊（平成 28 年 9 月 30 日）

金仁鎬「日本植民地時代朝鮮における恩賜政策の展開」

冬月律「東義大学校「日帝強占期朝鮮 恩賜政策資料集成」研究会とのセミナーを振り返って」

ニュースレター第 4 号（平成 29 年 3 月 31 日）

冬月律「韓国・東義大学校 金教授グループとの研究交流 at 皇學館大学」

金 仁鎬「ワクワクと心配（不安）の気持ちが交差する恩賜金の研究」

鮮于性恵「実際に『恩賜金』はどのように使用されたか、その疑問に対する解消を目指して」

河 堯「日帝強占期下の統営地域における恩賜授産産業に関する研究」

ニュースレター第 7 号（平成 30 年 9 月 30 日）

櫻井治男「ソウル出張記」：平成 30 年 8 月 8～10 日に研究会メンバーがソウルに出張し、韓国研究機関、研究者と交流。

ニュースレター第 10 号（令和 2 年 3 月 31 日）

成江鉉「1920 年代天道教少年会の設立と児童運動」

河 堯「朝鮮総督府と螺鈿漆器」

李俊英「朝鮮総督府財務局長林茂蔵の窮民救済事業と釜山大橋建設」

鮮于性恵「日帝強占期釜山、東萊地域社会事業の現況：1930 年代までの保健衛生施設を中心に」

金イエスル「日帝強占期馬山地域の地方恩賜金の運営実態」

金仁鎬「1910 年代京畿地方恩賜金の地方費転換に関する研究」

→以上は、令和元年度 第 2 回研究会・国際ミニ研究集会での報告。

ニュースレター第 15 号（令和 4 年 2 月 25 日）

金仁鎬「研究チームの韓国在住メンバーの研究進捗状況」（翻訳 冬月律）

まとめ

国内における恩賜財団設立は、勅語や思召などが根拠となる。これにより、総裁に皇族方が就任することとなった。国外の場合、多くは明治天皇大喪、大正天皇大喪、大正天皇大喪など国家の凶事、慶事による御下賜金を基金とする。これによる財団の事業は救恤、賑恤に係る事業、関連施設や事業への補助など、社会事業全般への支援策として広く活用されている。同財団の長や役職者は必ずしも明記されない場合が多いが、概ね統括する機関の役職者であった。

このような点で、国内と国外の恩賜財団の設立や運営状況での相違点がある。今後、これらの基礎データをもとに、資料の収集が進み、さまざまな分析、検討が進むこと願うことである。

最後に、本報告は、本研究会の令和 4 年度第一回研究会（8 月 9 日）での発表を骨子としている。研究会では、櫻井治男先生、山路克文先生から貴重なご助言を頂き、改めて御礼申し上げる次第である。

研究報告④

『連続・非連続』の視点からみた今日の家族・家庭問題

－日本の近代が抱えていた構造的問題（児童虐待問題を例として）－

山路 克文（鈴鹿大学）

本報告は、令和 4 年 8 月 9 日に開催された「皇室と福祉研究会」における報告内容の概要である。筆者は、第 2 次世界大戦直後から戦後復興にかけて形成されるわが国の社会福祉制度体系を、近現代史研究における

いわゆる「連続・非連続」の視点から分析を続けている。研究会では、NL15 号に掲載した同名の「研究ノート」の論点を中心に再構成したものを報告した。副題にある「日本の近代が抱えていた構造的問題」のフィー

ルドとして、「児童虐待問題」を取り上げ、その制度・政策的対応の構造的問題、つまり矛盾的構造について報告した。以下は報告の主題を整理したものである。

主題1 児童虐待問題は、現象的には大人の子どもに対する「暴力」や「残虐な行為」が生み出す悲劇であることに異論はないであろう。ではなぜ、人権や民主主義を重視する法治国家でありながら、大人の子どもに対する「暴力」が容認されてきているのか、しかもその多くの発生場所は、家族・家庭という密室化された空間で起こる「暴力」であり、近年では「死」に至る事例も珍しくない「悲劇の惨状」と化している。この惨状を制度・政策的側面から分析を試みようとするのが、本研究の目的である。

主題2 大人の子どもに対する「暴力」が、なぜ、家族・家庭のなかで起こるのか。つまり、家族・家庭は、もはや子どもたちにとって「安心」と「安全」が確保されていない場であるということなのか、あるいは子どもたちの「育ちの場」では無くなっているのではないかという意味では家族・家庭状況が危機に瀕している。

そこで、崩壊ないし崩壊しかけている家族・家庭の実態に対して、法律はどのように機能しているのか、ここでは日本国憲法第25条における生存権的基本権をはじめとする種々の人権保障（自由と民主主義、法の下での平等など）と、一方このような事案に対する「民法」の関わりを比較して考察することを主題としている。

主題3 高齢者の社会的介護への期待と高齢者の自立支援の方策は、2000年4月にようやく「介護保険制度」をスタートさせることができなちは一応整った。しかし、児童の場合は、すでに高度経済成長終焉期（1973年頃）から、急激に増える「共働き世帯」のなかに、置き去りにになっている児童に対する社会的支援策は貧弱であった。ただ、児童福祉法における「保育に欠ける」という政策概念のもと、具体的には父親不在の母子家庭を想定した極めて限定的な救済策としての「保育所保育」はあったが、実質的には「託児所機能」を超えるものではなかった。

高度経済成長の終焉期から急速に社会問題化していた「保育所問題」は、保育所の増設要求や「かぎっ子」対策（後の学童保育）として顕在化していたが、実質は「婦人労働と保育問題」として提起されていたにも関わらず、国は依然として保育所要求を貧困問題に矮小化し対症的に切り抜ける政策を断行していった。この傾向は今も変わっていない。

この歴史的事実をどのように理解すれば良いのか、結論を先取りすれば、高度経済成長終焉期頃から、家庭婦人の賃労働者化は、表面的にはパート・アルバイト等の家計補助者としての期待であったが、実際は女性の高学歴化と相まって、女性の社会進出が大きくなりとなっていた。

しかし、国の政策は、例えば当時の経済企画庁から出された「新経済社会7か年計画」、通称「日本型福祉社会構想」（1979）などには、伝統的な家族観を再燃させて、今一度女性を家庭に戻す政策を展開したが、この大きくなりに歯止めをかけることはできなかった。

筆者は、今日の少子化の背景には様々な要因があることは承知しているが、車の両輪のような関係である「女性の社会進出」と「子育て支援（子育てを社会が支えるしくみ）」は、同時並行的に進むべきものであると考えているが、伝統的な家族観の再燃により、子育て支援策は大きく後れを取ってしまった。その結果、子育てのリスクは軽減されるどころか、女性は働き手としての期待と、家事・育児担当者としての二重の期待がかかり大きな負荷を背負ったまま今日にいたっている。

つまり、国民の意識のなかに子育てに対する「リスク」の回避という自己責任的な選択が行われ、具体的には、子どもの数を減らす、あるいは「産まない」選択をすることで「子育てリスク」を回避するという究極の選択が少子化の大きな背景になっているのではないか、と推測している。

残念ながらわが国では、子育ての「ネガティブキャンペーン」（虐待報道等はその典型と思われる）は途切れなく報道されるが、「楽しい子育て」というようなポジティブキャンペーンはネガティブキャンペーンに比して極めて少ない感は否めない。

児童虐待問題の歴史的・社会的背景には、女性を家庭に縛り付ける政策が戦後も長く続けていた結果、「社会的養護（子育てを家庭に任せきりではなく、子育てを社会が支えるしくみ）」に対する無理解と無策が背景にあるのではないかと思う。

このような制度・政策下で起こる児童虐待事案は、その背景「なぜ、それが起こったのか」という基本的な問いかけより、「（かわいそう、気の毒な）被害児」の惨状に目が奪われ、その矛先が「加害者」に向けられるという風潮に誘導されていく。そして児童相談所がやり玉にあがり「この間（児童相談所は）何をしてたのか」と矛盾の矛先も誘導されていく。そして、

寄ってたかって加害者を悪者に仕立て上げる風潮が続いている。

しかし、統計によれば加害者の半数は女性という数値も明らかになっているように母親の「やむにやまれぬ」という状況があり、その原因は、貧困、非正規労働、過労、掛け持ち労働、精神的不安定（うつ状態）などが挙げられている。すなわち、加害者＝悪者という短絡的な構図からは本質は何も見えないという実態がある。

以上のような3つの主題から、NL15号では下記の先行研究の考察を行った。

- ①深町晋也著「家族の刑法—家庭は犯罪の温床か?—」有斐閣 2017
- ②戒能民江著「親の教育権」川井他編「講座現代民法—島津一郎古稀記念—」第4巻 親権・後見・扶養 日本評論社 1992
- ③中川 淳著「日本家族法の歩んだ道—敗戦後の立法を中心に—」立命館法學 2003
- ④加賀山茂著「日本の家族と民法—『全人格が無条件で肯定的に受け入れられる場』という視点から『家族法の再構築』」ネット配信論文 名古屋大学大学院 2004
- ⑤大村敦志著「民法改正を考える」岩波新書 2011

(独自の考察課題)

- ①民法第 820 条 821 条 822 条の意味と解釈について
- ②民法第 877 条「扶養義務者」と「福祉の措置」の関係について—扶養の欠損状況に対応する要救護性(措置入所)—

まとめにかえて

—悲劇のストーリー（しつけ⇒懲戒⇒暴力⇒虐待）からの一刻も早い脱却を—

児童虐待の基本的問題が、質量とも「家庭養護（家族・家庭の扶養機能）の限界」から起こっているにも関わらず、わが国はどのように「社会的養護」の制度化に踏み出すことができないでいるのか。

この問いに対して、筆者は、日本国憲法第 25 条における人権保障及び民主主義の精神を基礎とした児童福祉法や児童虐待防止法などの立法措置が取られているにも拘らず、戦前の家族制度が一部温存された形、

すなわち『明治民法』を根拠とした「扶養義務」制度（民法 877 条）や、「親権の効力」として「監督及び教育の権利義務」（民法 820 条）、子の「居所の指定」（民法 821 条）、親権を有する者の「懲戒」が「必要な範囲」という断りを入れながらも容認されている現実である。

ちなみに「懲戒」とは、「しかる（叱責）」、「なぐる（殴打）」、「ひねる（捻る）」、「押し入れに入れる（監禁）」、「しばる（制縛）」、「食事をさせない（禁食）」など、「必要に応じて」適当な手段を用いることができる、とされている。

「懲戒」と「暴力」そして「虐待」はもちろんイコールではない。しかし、その境界は極めて不鮮明であり、仮に線引きが可能であったとしても、児童虐待の現場は、家族・家庭という、私的で密室化された空間（ここにはいわゆる「福祉施設」も含まれる）で行われることがつねであり、立証は極めて難しい。

しかしながら、その難しい側面が、いわゆる「早期発見・早期対応」の大きな障害となり、尊い命も失われているのが現実である。

問題は、なぜ、家族の扶養機能が小さくなり今や風前の灯のようになっているにも関わらず、民法は、旧態依然とした家族制度にしがみついているのか、この構造的問題に迫るのが本研究の目的でもある。

追記

政府は 10 月 14 日「民法改正案」を閣議決定した。内容は①「嫡出推定」の見直しとして、「再婚後に生まれた子どもは「現夫の」子とし、離婚後の 100 日間の女性の再婚を禁じる規定の廃止。②「懲戒権」（民法 822 条）を削除して、体罰の禁止を明記。以上が主な改正点である。（2022（令和 4）10 月 15 日各新聞に掲載）

本論では、今日の児童虐待の深刻化に親の懲戒権が大きく影響し虐待の早期発見・早期対応を遅らせていると論じた。その意味ではようやく児童福祉法や児童虐待防止法等同様に人権を重視した内容で足並みが揃ったといえる。しかし、法律が改正されたことで児童虐待が軽減に向かうという保証にはならない。この改正が児童虐待問題の解決につながることを期待してやまない。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が人類の脅威となり、私たちの暮らしは激変した。国内にあっては、変異株により感染者数の増減が繰り返されている。ワクチン接種の普及や薬剤の開発が進んでいる今日、コロナ禍の終息を願うばかりである。

天然痘（疱瘡）、ペスト（黒死病）、結核など、ウイルスに起因する感染症（かつては「伝染病」と呼ばれた）は数多くあり、人類はそれらを克服しながら生きてきた。1世紀前には「スペイン風邪（1918-1920年に世界中で流行したインフルエンザ〔流行性感冒〕の通称）」が猛威を奮った。そのような時代に、わが国の学校では伝染病対策をどのように児童に学ばせていたのであるか。初等教育の教科書を調べてみると、これに関する教材が存在している。本稿では、かつて児童が学んだ教材を紹介してみたい。

国定期の修身教科書を繙くと、衛生にかかる教材を見出すことができる。教材の配置を記すと次のとおりである。

表1 修身の国定教科書の使用時期と教材の配置

使用開始の時期	教材名
第1期 明治37（1904）年	第21課「公衆衛生」 （高等小学校第2学年）
第2期 明治43（1910）年	第22課「衛生」（巻六）
第3期 大正7（1918）年	第6課「衛生（其の一）」 第7課「衛生（其の二）」（巻五）
第4期 昭和9（1934）年	第6「衛生」（巻六）
第5期 昭和16（1941）年	該当教材なし

（海後宗臣編『日本教科書大系』近代編第3巻・修身（三）、講談社、1962年より作成。）

国定教科書第1期の「公衆衛生」教材について、高等小学校の第2学年に配置されている。当時の尋常小学校は4年制で、高等小学校は2年制であった（明治40〔1907〕年、義務教育が6年制に延長された—

筆者注）。第2期、第3期、第4期に登場する「衛生」教材は、「公衆衛生」教材を継続・発展させた内容である。いずれも高学年に配置されている。具体的な教材の記述について、第3期を引用する。

資料1 第七課「衛生（其の二）」

伝染病の流行するのは、多くは人々の衛生に関する注意が足りないところから起るものです。伝染病については、国家も取締をしてゐるけれども、人々が公衆のためを思つて、自分々々で気をつけなければ、とても十分に其の流行を防ぐことは出来ません。

伝染病にはコレラ・チフスなどのやうに急性のものがあり、結核・トラホームなどのやうに慢性のものもあります。伝染病の外に寄生虫病といつて、虫が体内に宿つて起る病気もあります。いづれも病毒が外から体内にはいつて、病気を起すものです。例へば飲食物と一しよにはいつたり、呼吸の時にはいつたり、又不潔なものに触れた時にはいつたりします。

伝染病にかゝらないやうにするには、常に身体を強壯にしておくことが第一です。又飲食物に注意し、身体・衣服・住居などを清潔にすることにとめなければなりません。

伝染病の流行する時は医師や衛生係の注意を守ることが大切です。万一、伝染病にかゝつた時は、すぐに医師の治療を受け、他人にうつさないやうに、十分に気をつけなければなりません。隠して届出をしなかつたり、迷信から医師の診察を受けなかつたり、又全快しないうちに人中へ出たりするのは、大そう危険です。衛生に関する注意が足りないところから、伝染病にかかることがあると、それは自分の禍であるばかりでなく、公衆に大そう迷惑をかけます。まして自分の不注意から病毒を他人にうつし、大ぜいの人の命をそこなひ、産業を衰へさせるやうになつては、公衆に対して其の罪は決して軽くはありません。

（前掲『日本教科書大系』近代編第3巻、175-176頁。）

第1期と第2期の教材を示していないが、これらと比べると、文章の量が増え、内容も詳しくなっている。伝染病の種類も増えて記されている。第2期教材においては、公衆衛生の必要性が述べられ、人々の「無知」「怠惰」などが大きな被害を招くことが説かれている。また病を治すために神水や祈祷に頼ったり、酒を多く飲むことを戒めている。

第3期では、二つの「衛生」教材が配置されている。「衛生（其の二）」において、急性と慢性の伝染病があることが記され、その経路や対策について説明されている。唐沢富太郎は、本教材に関して「ここに示されたような、社会的衛生観念の強調に表現されているところの市民倫理は、今日、まさにそのまま要求されるところのものである」と評価している（唐沢富太郎『教科書の歴史』創文社、1956年、339-340頁）。

第4期については、2教材から1教材に減少しているが、この理由については不明である。内容としては、冒頭で流行性感冒やはしかなどによって友達が学校を

休むこと、伝染病が工場に拡がると仕事を休まなければならないことを示し、児童の生活経験に即した事例があげられている。その後の内容については、第3期と同じように、急性と慢性の伝染病や経路に言及して、健康な生活を心がけることや医師の治療を受けること、公衆に迷惑をかけないことが説かれている。

本稿で取りあげたのは、100年以上前の教科書に掲載された教材（資料1）であるが、現代を生きる私たちにも示唆を与えてくれる内容と言えるだろう。

最後に、修身という教科について、明治23（1890）年に渙発された「教育ニ関スル勅語」を教え込む教育が行われたと評価されがちである。その一方、教育内容を詳細に見てみると、市民社会に求められる道徳的価値にもとづいた教材が開発されている事実を見逃してはならない。公衆衛生にかかる教材は一例であるが、他の教材も見直してみると、これまでと違った学校教育の側面を知ることができるのではないかと考える。

かねて計画を立てていた福島県における恩賜田・恩賜林にかかる資料調査・収集とその実況を確認する調査を、去る10月14日（金）～17日（月）の3泊4日の行程で、宮城洋一郎氏とともに実施した。調査内容の詳細は、同氏から次号で発表される予定であり、ここでは、その前座として、訪問地の印象風景を交え出張報告を行なっておきたい。フルムーン二人旅ならぬ、現地の神職さんに支えられ老骨に鞭打っての調査旅行であった。

初日（10月14日）東北新幹線東京駅11時発の「つばさ135号」で合流した私たちは、満席の列車内で黙食を済ませ、ほとんど語らうこともなく早くも12時17分には最初の目的地である郡山駅に到着した。ホ

テルへ荷物を預けて間もなく、市内・熊野福蔵神社・伊藤智美宮司（皇學館大学文学部神道学科卒）の案内で、お手配の車にて、郡山市歴史資料館と隣接する市立図書館所蔵の郷土誌関連資料の閲覧・複写収集を実施。併せて資料館の学芸員の方より翌日訪問予定の地域にかかる郷土誌の説明を受けた。

資料館・図書館が所在する地区には風格のある公会堂も立ち、建物の趣に印象を深くしたが、近くにハマジンジャが鎮座するとお聞きした。文字を確認すると「麓山神社」とのこと。ハマヤマについては葉山・端山・羽山なども表記され、奥山・深山に対する「麓山」、人里に近い小丘の「端山」を意味し、「葉山信仰」として神社が鎮座しているが、その実際を知ったところである。



郡山市公会堂
(大正13年9月完成)



郡山市歴史資料館にて



伊勢参宮記念奉納額
(熊野福蔵神社拝殿)



麓山神社 (郡山市麓山：安積國造神社境外末社)

その後、熊野福蔵神社を参拝し、社務所をお借りして翌日の日程やコース確認などの打ち合わせを実施した。当社は郡山駅の東側、阿武隈川の左岸に鎮座する地域の氏神社であるが、伊勢参宮記念の石碑や奉納絵馬があり興味が惹かれた。神社を失礼し、伊藤宮司の弟君・雅紀さん（元皇學館大学神道学科助手）の墓参を終えた頃にはすっかり日は落ち、その夜はホテル近くの会津郷土料理店で馬刺し、みそ田楽などを味わい翌日の調査に備える事となった。



三代集会所 (外観)

2日目（10月15日）は、長丁場の日程となった。前日と同様、伊藤宮司が運転手さんを伴って迎えにこられ、8時にはホテルを出発、最初の訪問地である郡山市湖南町三代（旧安積郡三代村）を目指すこととなった。道中、まだ紅葉には早かったがスムーズに三代集会所に到着。同地の高井神社・鈴木友之宮司と区長・氏子総代さんらの出迎えを受け、「恩賜田」のことなど種々お話を聞くこととなり、併せて現地の案内をしていただいた。鈴木宮司は若きころ京都市の松尾大社においてご奉仕の経験がおりとの事で、5社を兼務されている。氏子の方々とのお付き合いのほどが窺われ、宮司のお声がけで5名の方々が集まって下さっており、地域の歴史や生活ぶりなどをお聞きし、思いのほか時間をかけて滞在することとなった。



三代集会所 (内部)



用意いただいた茶菓子 (各家自慢のカリントウ)



「日韓合邦」記念に奉納された太鼓
(高井神社)



参宮記念の奉納絵馬 (七福神の絵柄)
(高井神社)



高井神社

公民館内部には立派な神棚が祀られ、歴代村長の写真も掲げられ多くの情報をえることができた。高井神社を参拝した折も、三代地区における伊勢講の様子、伊勢参宮には皆が饞別を持参する慣習があることなど興味深い話を承り、この地の文化的特色や神社信仰を理解することに努めた。

昼食後は、湖南町から南東の須賀川市梓衝を経て石川郡古殿町を目指すこととなった。梓衝(ほこつき)では地元の情報提供者を得ることができず、梓衝神社を参拝し県の文化財指定を受けているご本殿並びに林相を窺うだけに留まった。

しかし、同所にある長楽寺(真言宗智山派)では門前に立つ「二十三夜」「二十六夜」等の月待ち石塔は、伊勢ではあまり見かけないだけに目が惹かれるところであった。



梓衝神社



「二十三夜」「二十六夜」の月待記念碑

この日の最終訪問地である石川郡古殿町(東白川郡竹貫村)に到着したのは15時を過ぎていた。事前に伊藤宮司が連絡をとって下さったお蔭で古殿八幡神社の竹貫洋幸宮司にお会い出来、見事な狛犬が待つ八幡神社に参拝、有名な10月の流鏝馬神事の馬場や写真などを拝見した。宮司の竹貫家は聖護院に所属の本山派修験であった(大善院)とされるが、現住居の隣には古風で立派な別棟があり、その面影がかすかに浮かんで来た。

御多忙にもかかわらず竹貫宮司は、兼務されている4社、稲荷神社(古殿町竹貫)・伊波止和気神社(同町田口)・八幡神社(同町鎌田)・須受買神社(同町仙石)を案内いただき、恩賜林にかかる杉林を一緒に探してくださいました。特定は難しいところであるが、さすがに杉の産地でもあり、樹齢を宮司に教えていただきながらの調査となった。

古殿町を離れた頃には周囲も暗く、郡山市へたどり着いたのは18時半も廻る頃であった。2日間にわたり御案内いただき、また現地の神職さんに連絡をとっていただいた伊藤宮司の支援がなかったらこのように効率的な現地訪問は不可能で、改めてハンドルキーパーをつとめて下さった橋本氏に御礼を申し上げる次第である。



伊波止和気神社(古殿町田口)



市の文化財指定を受けている狛犬
(小林和平制作・古殿八幡神社)



古殿八幡神社入り口



宮司邸の屋根上部

調査最終日（10月16日）は、郡山駅前でレンタカーを借り、南会津町を訪問後、道路事情や列車の関係もあり栃木県的那須塩原駅で乗り捨て、新幹線で東京都内まで戻り17日にそれぞれ帰宅することとした。

初めての道を走るのは大変であり、難しい山道は出来るだけ避ける方が良いとのアドバイスもあって、郡山IC（いわき新潟線／東北横断自動車道／磐越自動車道）—会津若松ICを利用し、南会津町立図書館を目指すこととした。途中、幸いにも雲が切れ、会津磐梯山を眺め、明治21年（1888）の大噴火と災害支援のことを思い浮かべながら、時折休憩をはさみ昼頃に南会津町に到着した。「会津田島の祇園祭」で著名な田出宇賀神社を参拝、新蕎麦を昼食に摂ったあと町立図書館で資料収集を行い、さらに奥へと車を走らせ、奥会津博物館南郷館を訪れた。ここでは南会津町教育委員会の齊藤成氏から、同館に展示されている燈火用具、麻織用具・麻製品、歌舞伎衣装など民俗・民具資料のご説明を頂いたのち、恩賜林の痕跡を訪ね南会津町片

貝の旧富田村小学校跡地と於賀美神社にご案内頂いた。いくつか興味深い状況も伺えたがそれぞれは、宮城氏の報告に任せることとしたい。

さて、ここからはひたすら那須塩原駅に向けてのドライブとなる。時には会津鉄道線に添い、道路標識に現れる桧枝岐・魚沼などの地名に、機会があれば訪れてみたいと思いつつ、福島県を後にした。走行距離が何キロあったのかは忘れたが、疲れを感じないほどの有益な出張となったことに感謝したい。



会津磐梯山を背景に



旧富田村小学校跡地裏の於賀美神社を調査



田出宇賀神社



奥会津博物館南郷館

事務局から

寄稿をお待ちしております

ニュースレター発行にあたり、研究会会員の皆様には「活動報告」「会員業績」「資料紹介」等のご寄稿をお願いします。不定期発行ではございますが、寄稿のご予定は随時受け付けておりますので、メールにてご連絡ください。お待ちしております。

令和4年度のニュースレター発行予定
【18号】 2月15日

※発行日は諸事情により変更することがあります。原稿のメ切は各号発行日の1ヵ月前が目安です。

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会ニュースレター
発行／皇學館大学 現代日本社会学部 新田均研究室
所在地／三重県伊勢市
■皇學館大学ホームページ 研究開発推進センター サイトにて公開
URL：[http:// kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php](http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php)

13号より ISSN（ISSN 日本センター）の申請を行い、オンライン不定期刊行物としてナンバーを表示しております。

ISSN 2436-5343